

＜四條畷市スポーツ奨励賞・文化奨励賞の表彰基準＞

- ◎対象者
- ① 本市に在住・在勤・在学する人
 - ② 本市に所在地を有する団体
 - ③ 勉学のため一時的に他府県又は他市に住所を移している学生

◎対象期間 令和7年10月1日～令和8年9月30日

◎表彰基準 ＜スポーツ奨励賞＞

国または地方公共団体が主催・共催又は後援するスポーツ等競技会で収めた次の成績

・全国規模…第8位まで

・近畿規模…第3位まで

・大阪府規模…第1位

※全国規模及び近畿規模は、都道府県大会等の予選を通過または成績による推薦を受けて出場する大会であること。

※成績及び大会規模、主催者の分かる関係書類(要項等)を必ず提出してください。

＜文化奨励賞＞

国または地方公共団体が主催・共催または後援する文化活動で収めた次の成績

・全国規模…入選または入選と同等の成績

・近畿・大阪府規模…入賞または入賞と同等の成績

※成績及び大会規模、主催者の分かる関係書類(要項等)を必ず提出してください。

表彰対象となる人につきましては、令和8年12月6日(日)午前10時より、市民総合センター 1階 展示ホールにて表彰式を予定しています。

みなさまのご推薦をお待ちしております。